

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	障がい者情報支援事業			事業コード	0369
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴山 陽夫	担当者名	濱尾 瑞紀	内線番号	2518
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい福祉の実現	コード	3
	基本事業	理解と交流の促進	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 2 目 地域生活支援事業（004-03） 一般会計 3 款 1 項 2 目 手話講座等開催事業（005-02）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	-年度
根拠法令等 (H26)	身体障害者福祉法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			

(2) 事務事業の概要

主に聴覚障がい者及び視覚障がい者の社会参加と地域での自立を促進するため、手話講座の開催、手話通訳者の窓口設置、月 1 回点字広報の発行、手話奉仕員養成講座の開催、手話通訳者要約筆記奉仕員の派遣を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

聴覚障がいに関する理解と初歩的な手話技術取得を目的として手話初級講座を実施している。平成 13 年度からは中途失聴・難聴者の協会からの要望を受け、中途失聴者・難聴者に対する手話講座を開始した。また、昭和 56 年の国際障害者年を契機に、手話通訳者の窓口設置及び点字広報発行事業を実施している。

手話奉仕員養成講座は、県事業が手話通訳者養成研修（奉仕員の上位研修）に変わったため、岩手県聴覚障害者協会盛岡支部から要望もあり平成 13 年度から開催している。また、県事業であった手話通訳者要約筆記奉仕員の派遣は平成 19 年度から市町村事業として行うこととなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

健聴者を対象とした手話初級講座は、市民からの関心が高く受講者の感想も概ね好評であることから今後も一定の参加者が見込まれる。中途失聴者・難聴者に対する講座は、参加者が減少傾向であったが、周知を図ることで、平成 20 年度より増加している。なお、岩手県では基礎的な手話講座を実施しないようになり、市町村で新たに開始したところは現在のところ盛岡市のみのようである。

また、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行により、手話通訳等設置事業が地

域生活支援事業のうちのコミュニケーション支援に位置づけられたことから、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業が県事業から市事業に移行した。平成 26 年度からは要約筆記奉仕員に替わり、より専門性が高い要約筆記者の派遣を実施している。

市の広報を点字版にした点字広報の作成は、平成 20 年度から障がい者施設に委託している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- A) 手話初級講座(市民)・手話講座(中途失聴・難聴者)・手話奉仕員養成講座を受けたことがない者等で、手話奉仕への興味を有する者
- B) 身体障害者手帳の交付を受けている重度の聴覚機能障害者及び音声・言語機能障害者
- C) 点字広報の配布を希望する視覚障害者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 手話初級講座(市民)・手話講座(中途失聴・難聴者)・手話奉仕員養成講座を受けたことがない者等で、手話奉仕への興味を有する者	人	240	240	240	240	240
B 身体障害者手帳の交付を受けている重度の聴覚機能障害者及び音声・言語機能障害者	人	258	265	263	270	269
C 点字広報の配布を希望する視覚障害者	人	76	73	73	70	67

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

盛岡市の広報で周知し、初級及び中途失聴・難聴者対象の手話講座を開催した。当市の障がい福祉課に手話通訳者 2 名を配置した。社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会への委託による広報もりおか点字版の作成及び配布（年 13 回）を実施した。障がい者等からの依頼に応じた手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行った。岩手県聴覚障害者協会盛岡支部への委託による手話奉仕員養成事業（入門課程 35 時間／基礎課程 45 時間）をそれぞれ実施した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 受講申込者数	人	53	58	61	65	49
B 聴覚障害者等への窓口件数及び派遣回数	回	1,660	1,339	1,324	1,324	1,251
C 点字広報配布者数	人	76	73	73	70	67

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

健聴者が、障がいや障がい者への理解を深め、手話の理解と手話技術を習得する機会を提供する。中途失聴・難聴者に対して日常レベルの手話習得の機会を提供し、日常生活向上を図る。また、聴覚障害者や音声・言語機能障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕するための手話奉仕員を養成する講座を開催する。

手話通訳者・要約筆記奉仕員による、聴覚障害者等への日常生活におけるコミュニケーション

支援を実施し、公的な手続きや日常生活向上を図る。視覚障害者に対して点字版広報の配布を行い、市政等の情報を提供する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 講座修了者数	■上げる □下げる □維持	人	53	58	56	65	49
B 手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣 事業派遣回数	■上げる □下げる □維持	回	33	34	40	50	30
C 点字広報配布者数	□上げる □下げる ■維持	人	76	73	73	70	67

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	3,623	3,730	3,744	3,707	3,729
	②県	千円	1,810	1,864	1,872	1,854	1,864
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1,940	2,001	2,007	1,987	1,998
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	7,373	7,595	7,623	7,548	7,591
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	140	140	140	140	140
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	560	560	560	560	560
計	トータルコスト A+B	千円	7,933	8,155	8,183	8,108	8,151
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

障がい者が必要不可欠な情報を入手し円滑な日常生活を営むため、手話講座や点字広報発送等の事業を行うものであり、実施は妥当である。

② 市の関与の妥当性

聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保することの支援や、視覚障がい者への行政情報の提供を行うことは、行政が実施すべき事業として妥当である。

③ 対象の妥当性

情報支援が必要な障がい者(聴覚・視覚)を対象とするとともに、健聴者に対しても手話学習の機会を提供しており、対象として妥当である。

④ 廃止・休止の影響

それぞれの事業を廃止・休止した場合、障がい者に対しての情報の提供や障がい者の社会参加促進の機会がなくなることから、市民の障がいに対する理解と支援が狭まる恐れや、障がい者の日常生活のコミュニケーション(通院や各種手続きほか)が成り立たなくなる恐れが生じる。

(2) 有効性評価(成果の向上余地)

手話講座の内容の検討や、手話通訳者及び要約筆記者の派遣について広報等の周知を徹底することにより、受講者・利用者の増加を図る余地がある。また、視覚障がい者に対して配布する点字広報については、提供情報の内容や量を検討する余地がある。

(3) 公平性評価(評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

障害等級等により受益機会の制限はなく、公平・公正である。

(4) 効率性評価

手話通訳者の設置に関しては、窓口相談・派遣回数の頻度の高さから、現在の2名の通訳者設置体制でさえ不足している状況であり削減はできない。手話講座開催事業、点字広報発行事業、手話通訳者要約筆記奉仕員派遣事業についても必要最低限の経費で実施しており、削減の余地がない。

4 事務事業の改革案(Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要(新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系(新)	施策(方針)	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策(推進項目)	障がい者への理解と交流の促進	コード	5-1

(2) 改革改善の方向性

手話講座の開催事業に関しては、広く市民に周知し、手話に関心を持つ人が多数参加できるよう検討する。また、カリキュラムを検討し充実した講座を開催することで、手話技術習得の向上心を養い、受講者のレベルアップを図る。

手話通訳者要約筆記奉仕員の派遣事業に関しては、視聴覚情報センター等と連携して聴覚障がい者等に周知を図る。手話奉仕員養成事業に関しては、様々な媒体で講座の周知を行い、受講者の増加を検討する必要がある。

点字広報発行事業に関しては、提供情報の内容や量を検討し、視覚障がい者に対して市政等の情報をより分かりやすく提供するよう努める。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

手話講座については、幅広い年代・職業の方が参加できるよう、講座の時間帯や周知の方法について検討していくこととする。

また、いずれの事業においても、限られた予算の中で最大限の効果を挙げるため、事業内容について検討していくこととする。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

手話講座等の開催については、関係団体や広報等による募集の周知方法を工夫することや、受講者が受講しやすい日・時間の開催を検討する。

また、受講者が実際に手話により十分なコミュニケーションをとることができるようにするため、次のステップに進みたくするようなカリキュラムの充実を図る必要がある。

視覚障害者に対しては、S Pコードの活用等により情報提供の多様化を図る必要がある。